

国立大学法人東京外国語大学において休日 に事務を行う部局等を定める 規程

平成 4年 6月19日
制 定

改正 平成 5年 4月30日 平成 6年 4月22日
平成 7年 4月28日
平成16年 4月 1日規則第153号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員勤務時間、休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第8条に掲げる日において事務の全部又は一部を行う部局等に関し必要な事項を定める。

(休日において事務を行う部局等)

第2条 勤務時間等規程第8条に掲げる日において事務の全部を行う部局等は、学生課(田沢湖高原研修施設に係る事務)とする。

(細目)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項については、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年6月19日から施行し、平成4年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年4月30日から施行し、平成5年4月17日から適用する。

附 則

この規程は、平成6年4月22日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年4月28日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。